

改革推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 本県財政の健全化の推進に当たり、県民への説明の機会を設け、広く県民の意見を聴取するため、改革推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、本県の財政運営のあり方について意見を述べるとともに、財政の健全化方策について提言を行う。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、各分野における識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 会議に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に有識者の出席を求めることができる。

(専門小委員会)

第6条 特定の事項について検討するために必要があるときは、会議に専門小委員会を置くことができる。

- 2 専門小委員会は、知事が委嘱する委員及び専門委員若干名で組織する。
- 3 専門委員の任期は、知事が定める。
- 4 前2条の規定は、専門小委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「小委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月25日から施行する。